

和東町

景

観

条

例

のあらまし

800年前、初めて先人の手によって開拓された茶畑とその麓に点在する家々。山と人、そして茶畑が共にある風景は、次世代に残したい生業の姿です。

その和東町の茶畑景観が、平成20年1月に京都府景観資産第1号に登録され、平成25年11月に景観法に基づく景観行政団体となったことから、平成28年6月に和東町景観計画策定委員会を設置し和東町景観計画を策定致しました。

そして、この度、和東町の景観の保全・育成に関する基本的な事項及び景観法の規定に基づく必要な事項を定めた和東町景観条例が令和元年7月1日から施行されます。

景観条例は、これまでの町民の営みや生業、地域の自然及び風土により形成された風景を、町全体の財産として次世代に受け継ぐとともに、町民の皆さまが景観の価値を認識し、誇りを持てるまちづくりを進めるために制定したものです。

条例の施行により町民の皆さまの暮らしを尊重するとともに、なりわい景観と調和した町並みを形成することを目指します。





景観とは

「景観」とは、山並みや川などの自然や、建物や道路の町並みなど、一体的な眺めを感じた様子のことをいいます。



どうやって守るの？



和束町では、区からの申請で景観を守るために景観重点地域を指定することができ、建築物・工作物を中心とした町並みなどの景観を守る重点第一種地区と茶畑などの景観を守る重点第二種地区があります。

指定された地域は、建築物や工作物の新築、増築、外観を変更することとなる修繕には届出が必要となりますが、行政としても保全、育成に向けた施策を行っていきます。

また、重点地区以外の一般地区の場合も届出が必要となる場合がありますのでご注意ください。（届出行為の規模を参照して下さい。）

景観計画地区（町内全域）

一般地区

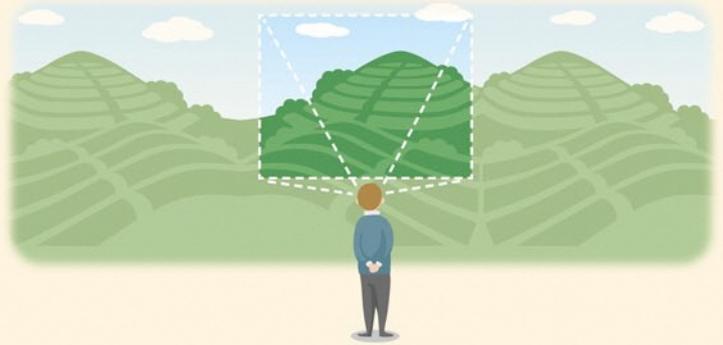
重点第一種地区

建築物・工作物を中心とした町並景観



重点第二種地区

茶畑などの景観



行為の制限



建築物・工作物を新築、増築、修理する場合等、守ってもらう具体的な基準です。

種類	基準			
	重点第一種地区	重点第二種地区	一般地区	
建築物	形態・意匠	・勾配屋根とし、適度な軒の出を基本とすること。	—	—
	素材	・周辺景観と調和した素材や地域の風土に合った素材の活用に配慮すること。	—	—
建築物・工作物	形態・意匠	・周辺景観と調和し、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とすること。 ・山なみやなりわい景観の稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるよう努めること。 ・大規模な建築物の外壁は、形態や色彩の工夫により、圧迫感を感じさせないように配慮すること。		
	位置・高さ	・10mを超えないこと。 ・主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。	・15mを超えないこと。 ・主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。	・主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。

種類		基準		
		重点第一種地区	重点第二種地区	一般地区
建築物・ 工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和した落ち着いた落ち着きのある色彩・素材とすること。 ・屋外設備や付帯施設などの色彩は、当該建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。 		
	屋外照明	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰な光量とならないよう配慮すること。 		—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（堆積期間が30日を超えるもの）		<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、主要な視点場及び景観重要公共施設からの展望地から見えないように配慮すること。 ・物件を積み上げる場合は、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、主要な視点場から見えないように配慮すること。 ・物件を積み上げる場合は、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努めること。 	—
土地の区画形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・造成等に関わる切土・盛土の量はできるだけ少なくするよう努めること。（農業目的の場合を除く。） 		—
木竹の植栽又は伐採		<ul style="list-style-type: none"> ・伐採はできる限り最小限にとどめ、良好な景観が維持できるように努めること。 		—



届出行為の規模



景観に影響を及ぼすような一定の大きさや高さ以上のもので、新築、増築、修理する場合等、あらかじめ役場に届出してもらう必要があります。

行為	届出の対象規模		
	重点第一種地区	重点第二種地区	一般地区
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築面積が10㎡を超える建築物	高さ10m以上、または建築面積250㎡以上の建築物	高さ15m以上、または建築面積500㎡以上の建築物
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが2m以上の工作物	高さが10m以上の工作物	高さが15m以上の工作物
開発行為（土地の区画形質の変更）	300㎡以上の開発行為		1,000㎡以上の開発行為
木竹の植栽又は伐採	50㎡以上の伐採	100㎡以上の伐採	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（※堆積する期間が30日を超えるもの）	堆積の用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの又は高さが1.5mを超えるもの（但し、道路その他の公共の場所から見えるものに限る）		—



景観条例に基づく「届出手続き」の流れ



行為の計画



他法令による許認可等を受ける前に、事前相談を行うことをお勧めします。

事前相談



届出される前に、事前相談をお願いします。景観形成基準に関して支障が無い場合、届出以降の審査が円滑に進められます。

重要
です!



届出



※内容に変更があった場合、改めて届出が必要です。

他法令による
許認可等



審査

景観づくりの基準への適合

適合

不適合

景観審議会

修正

指導・助言

修正

勧告

修正

公表

適合通知

各所管窓口

適合

行為に着手

